

## 総合通信局（総務省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 21 日（金）15：20～16：20
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者  
（総務省） 内藤副大臣、長谷川政務官、他事務方  
（自治体側） 上田埼玉県知事、山田京都府知事、石垣新見市長、阿部川崎市長、古木和木町長  
（戦略会議側） 北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

冒頭、北川主査から今回の公開討議は、本年 6 月目途に策定予定の「地域主権戦略大綱」に盛り込む「出先機関改革の基本的考え方」の取りまとめに向け、どのような出先機関のどのような事務・権限を地方に移管していくのかについての考え方や基準の整理に資するために行う旨の説明があった。続いて、大塚副大臣から、出先機関改革の目的は、「地域のことは地域が決める」地域主権社会を目指し、二重行政が原因で生じている無駄や非効率を是正するものであること、国の出先機関の事務を主に都道府県・政令指定都市等に移管することに伴って原則廃止し、国と地方の二重行政を解消するというコミットメントがあること、今回の公開討議は、その原則と例外の考え方を整理するためのものである旨の説明があった。その後、提出資料に基づき、総務省から総合通信局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされ、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：総務省】

(地) 出先機関の原則廃止は、民主党の政権公約である。地域主権戦略会議は総務省と地方側の間の行司役ではなく改革推進役になってほしい。

鳩山総理も補完性の原理を主張されている。財源、組織、人材の移管をきちんと明確化すべき。出先機関改革には国の行政改革という側面もあると考えている。過去の実績で見ると、国で行政改革を行うよりも、地方のレベルで無駄を絞っていく方が早い。地方は身を切るようなことをやっている。それができるのは住民に近く、ガバナンスが効くからだ。

例えば、ハローワークが県の機関であれば、雇用問題に注力しなければならないときに、他の部局の人員を柔軟に異動させることができる。トータルで国を見たときに、柔軟性に欠けるという恒常的な欠点がある。地域主権改革という立場と国の行政改革が生ぬるいという意味から、地方に任せるよう主張している。

全国の統一性とよく言われるが、基準があれば地方で十分達成することができる。ブロックごとにいろいろな形での広域連携は基本的にできており、そうしたところを活用すれば不可能ではない。

自治体が規制を受ける当事者となる場合に利益相反の問題が発生すると言うが、問題はきちんとガバナンスができていくかどうか。ガバナンスが効けば、自ずから利益相反の話はなくなる。

(地) 資料の 6 ページに情報通信行政における「国が担う役割」が書かれているが、この説明は組織防衛的ではないか。情報通信インフラの安心・安全な利用環境の整備について地方は一切できないというわけではない。安定的な通信網について、それぞれの地方公共団体は努力している。その中で、どこを国がやらなければいけないのかというところを本来分析しなければいけない。

資料 9 ページで、「廃止、終了又は見直しを検討中」とされているものについては、総合通信局はこれから一切関わらないということでのよいのか。

ケーブルテレビ等の許認可について、区域外再送信の紛争処理の事務があるから、総合通信局が許認可の事務をやらなければならないということはなく、紛争処理機関を置けば良いだけの話。紛争処理の事務は非常に裁量権の強い事務なのか、定型的な事務なのか。紛争処理について裁量権が広くあるものなら別だが、定型的な、ある程度画一的な事務であるならば、総合通信局が行う必要はない。

8割の事業者が全国レベルでサービスを提供していると言うのであれば、総合通信局で事務を行う必要はなく本省で行えばよい。総合通信局でやらなければいけないのは地域的な特性があるからだと考えが、その地域的な特性とは何か。

(国) 中途半端なことをやると、二重行政の無駄が生じてしまう。移管するのであれば徹底して移管をするべきだと考えており、しっかりと政治主導で進めていきたい。

ケーブルテレビの区域外再送信については、定型的な事務ではなくて、経営に直接絡むため、時間を要しながら調整を図っていかなければいけない。かなりの紛争に発展するのが区域外再送信というもの。

(国) 総務省は地域主権改革を推進している役所である。組織防衛をするという立場にはない。実際に地方へ移管する際に想定される課題を出させていただいた。

総合通信局の仕事はネットワークの仕事であり、確かに事業の広がりがあるが、実際の認可をする主体としての経営体は地方にあるため、地方で事務を行っていただいても構わない。そのときに全国的な規模でいろいろな問題が生じてくることをどのように見ていったらいいのか。そのことについて一緒に知恵を出して考えていただきたいという意図で資料を作成した。総合通信局を全部残しておかなければ仕事ができないと主張するつもりはないが、ネットワークの規模は都道府県という単位に収まりにくいものが非常に多い。

(地) 資料9ページの「Ⅱ地方移管」の6から9までについては、「本省指揮の下、全国レベルでの対応が必要な事務」とだけ書かれていて、見直し・検討の余地がまったく書かれていない。この分野については基本的に本省の指揮が維持されるが、都道府県レベルでの移管というものもあり得るといふことなのか、それとも移管は全くないのか。資料からは、地方移管の余地が全くないように見える。

(国) 資料では地方移管に当たっての課題を挙げている。それらをこれからきちんと詰めていってすべてクリアされるか、又はクリアするまでもなく大した問題ではなく別のやり方もあるということであるならば、それは地方がやるにふさわしい事務ということになる。必ず国あるいは出先機関でやらなければいけないということを目指すものではない。

(地) ケーブルテレビはどう見ても地域のテレビである。許認可はそれぞれの地域でやれば済む。どういう経営者が事業をやっているのかというのは、知事や市長レベルであればすぐわかる。

全国レベルではできないという判断をしているから、総合通信局というブロック機関で処理しているのだろう。そうであるならば都道府県や市のレベルでもいいのではないかと。技術者の問題があるかもしれないが、必要な人材の移管も前提である。

(国) 人材の移管も含めて地方に移管できるものであれば移管すべきだが、業務は少人数で行っており、それらを移管の際に各都道府県に分けてしまうと、機能しなくなるのではないかと問題もある。

(戦) 知事会PTの中間報告書では、地方移管、廃止・民営化、国に残すものとしてA、B、Cに分類している。今後の進め方として、この中間報告どおりにできないという項目があれば、なぜ中間報告の提言どおりにできないのかという理由を言うてもらふことにすると、原則と例外のベンチマークが徐々に見えてくるのではないかと。

(国) 知事会からの提言を意識して資料を作成した。地方移管するために議論すべき課題を提示している。

(地) 都道府県の立場で発言があったものはみな政令指定都市にもあてはまる。

(戦) 総合通信局の前向きな姿勢は一定の評価に値するが、地方移管できるものがないか、更に御検討いただきたい。

(以上)

## 法務局・地方法務局（法務省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 21 日（金）16：30～17：30
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者  
（法務省） 加藤副大臣、中村政務官、他事務方  
（自治体側） 上田埼玉県知事、山田京都府知事、石垣新見市長、阿部川崎市長、古木和木町長  
（戦略会議側） 北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、法務省から法務局・地方法務局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：法務省】

- (国) 法務局の前身は、戦後に裁判所から司法事務局として独立したもの。登記の事務は、各々の登記官が独任官庁として自らの権限と責任において行政行為をするという仕組みである。登記のうち、不動産登記は国土の権利関係を確定し明記するという役割がある。商業法人登記は、登記がなされることによって人格が与えられる、国家の構成要素の 1 つになる。これらが全国一律を要する重要なポイントである。その他国籍に関する事務、また準司法的な役割として、供託等も法務局の仕事として位置付けられているほか、訟務事務、人権侵犯事件に関する救済の事務がある。
- (国) 人権の救済事務を行うのが国としての責務である。国際的には国連人権委員会から勧告を受け、国が責任を持って対応をする。例えば国連決議で採決されたパリ原則でも、人権擁護を国レベルで行うものと規定されている。民主党のマニフェストでも新たな人権侵害救済機関を設立することが約束となっている。この事務は準司法的なもので、国で統一的に処理・運用されるべきであり、法務局で行うことが適切と考えている。
- (地) 事務の性格上、法務局・地方法務局の事務の移管について、様々な議論をすべきということが多くの方から出ている。その中で、国籍や登記のように司法や裁判制度に密着に関連する事務との役割分担をどうするか。しっかりと検討しなければ、すべて受ける・受けないとかいう段階ではない。
- (地) 我が市では法務局の支局廃止に伴い、企業の印鑑証明を 40 キロ先まで取りに行く必要が生じている。是非証明書発行事務を地方自治体に移管してもらいたい。
- (地) 地域ごとに取扱いが異なることが絶対に許されず、全国一律が強く要請されており、地方自治体に任せると基準がばらばらになるという趣旨の説明があったが、統一基準、一律で行うものは単純作業なので、地方自治体で十分できる。基準やバックアップシステムがあれば十分である。
- (地) 現在戸籍事務を各市町村で行っているが、それ以外の地方法務局の事務についてもほとんどが都道府県で行うことが可能ではないか。
- (国) 登記事項証明書の交付については、市場化テストにより民間委託を実施している。登記所の受付については、支局がなくなった場所に発行請求機の端末を設置し、印鑑証明書な

ども交付している。また、オンラインでの印鑑証明の発行が可能であり、全体的に利便性の向上を図っている。

- (国) 人権救済について、法的な判断を伴うような準司法的な救済については事実関係を調査し、それを判例等に照らして違法性の有無の判断を行っている。その判断がぶれてしまうと困るので、国で行うことが妥当と考えている。
- (地) 例えば選挙の事務は、判断が食い違ったらおかしいが、すべて都道府県や市町村で行っている。人権関連も、生活保護の認定等を全部市町村がやっている。判断がぶれるからおかしいと言ったら、我々が行っている準司法的手続は全部だめになる。
- (地) 我々は法務省が人権擁護をやってはいけないと言っているわけではなく、どちらがふさわしいかということで地方に移管を進めるべきだと申し上げている。
- (国) 昨年の衆議院選挙のマニフェストには新しい人権侵害救済機関を内閣府の外局として作ると書いている。マニフェストどおりにできると仮定すると、法務局から事務を切り離すということになるので、人権擁護の事務の扱いは、法案作成の際に議論していかななくてはならないところであり、御議論いただきたいというつもりでお話した。
- (地) 基準を国が作ることを否定しているわけではない。実際に問題をどう解決するのかということは、市町村、自治体の方が優れている。
- (地) もっと現実を見ていただかないといけない。民間委託だからサービスが良いと言うが、証明を40キロ先まで取りに行かなければならない。オンラインでは料金が発生する。
- (国) オンライン請求で、証明書の請求は直ちにでき、翌日なりに郵送でお渡しするサービスを提供している。行政の効率化という観点から登記所の統廃合を進めているが、オンラインや、発行機を設置するといったサービスを実施してコストダウンに努めている。
- (地) 固定資産税や不動産取得税をかけるのに、登記所で確認をしなければならず、地方の職員がわざわざ行っているが、事務が移管されればすぐできる。そういうことが可能ではないか。
- (国) 説明するに当たり、国全体でどういう役割分担することがコストパフォーマンスとして一番高いかというつもりで考えている。その時に我々の考え方が何が何でも100%正しいと言うつもりはないので、俯瞰をして説明したつもりであるし、こうした方がいいのではないかと問われれば、もちろん検討させていただこうと思っている。
- (地) 人権問題を総合的見地からより効果的に扱うことができるのは、都道府県であり市町村ではないか。  
登記の事務でも、土地の調査、まちづくり等を全部やっている人間が地域を見ながら行った方がコストパフォーマンスが全体として良くなるのではないか。こういう総合行政としての視点が法務省には欠けているのではないか。総合行政によってより効果的に一つの行政が密接に関連してくるからこそコストパフォーマンスがよくなるという観点から考えていただければ幸せである。
- (国) すべて地方自治体にお願いした場合に、うまく進んでくれればよいが、多分格差がぐっと広がってしまうところをどうサポートするかという発想でやっていかなければいけない。誰がどう分担するのが一番コストパフォーマンスが高いかというのはものの見方の違いという指摘があったが、ベストな方法があれば是非考えさせていただきたい。
- (戦) 地方への移管ができない理由ということではなく、どうすれば実現できるかと頭を切り替えて御検討をいただくように強く要請したい。

(戦) 地域主権改革という観点以外からも、国民の利便性という観点からも是非今後地方への事務権限の移譲も考えていただきたい。また、全国統一的にぶれがあってはならないということを常に主張の根幹に置いているが、戸籍の事務を始め、様々なものが現に自治体の現場で行われているという事実もしっかりと踏まえて、今後検討していただきたい。

(以上)

## 地方厚生局（厚生労働省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 21 日（金）17：50～18：50
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者  
（厚生労働省）山井政務官、他事務方  
（自治体側） 上田埼玉県知事、山田京都府知事、石垣新見市長、古木和木町長  
（戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

---

北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、厚生労働省から地方厚生局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：厚生労働省】

(国) 厚労省としては、マニフェストに掲げられた国の出先機関の原則廃止の方針に沿って、地方厚生局のあり方を抜本的に見直さなければならないと考えている。

広域の実施体制の確保がなされるのであれば、社会福祉法人等の認可・監督や、消費生活共同組合の認可、承認及び監督等について都道府県の移譲を検討できると考えている。

また、児童福祉法に規定する指定療育機関の指定や、生活保護法に規定する都道府県立の保護施設の監督についても移譲を検討する。

国を保険者とする政府管掌の公的年金関係業務については、都道府県に移譲した場合、認可業務を行う理由を整理する必要があり、今後国税庁と統合し歳入庁を設置する方向で年金改革を考えているため、都道府県から国に再び業務の再移譲が必要になると考えている。

保険医療関係業務は、健保、国保や共済の各保険者に代わり国が行っており、実施に当たっては全国の統一性が必要になる。また、後期高齢者医療制度の見直しの中で、都道府県の役割なども議論しており、その行く末も関係してくると考えている。

医療観察法の対象機関については、司法制度と密接に関連しており、国の責任で医療を提供することになっている。

麻薬取締関係業務については、都道府県に移譲した場合、税関、警察等との組織間連携が困難になり、薬物乱用が拡大するおそれがあるのではないかとということも論点の一つだと考えている。

(国) 公的年金関係業務は、社会保険庁改革の中で、国の責任ということが問われたこと、仮に本省に移した場合でも、スムーズに認可業務を行えるか、ということが論点になる。

医療保険制度については、保険医療機関の指導監督の全国的な統一性、今後の医療保険制度に関する財源問題が論点になる。

原爆被爆者や医療観察法の関係は、国家補償的な性格がある原爆と、司法制度と関連している医療観察法で理由は少し違うが、いずれも国民的な議論を経て国の責任となっており、それとの関係でどう考えるのかということが論点になる。

国家資格に関する業務・養成施設の指定の関係については、国家資格制度をどう考えるか、また、地域間の格差が出るかどうかといった点が論点になる。

食品等の登録検査機関の監督については、我が国から輸出する場合、いろんな登録検査と認証が必要になり、そういった相手国政府との関係が論点になる。

(地) 回答そのものが出たわけではないが、論点整理を具体的にしていることについては評価する。実際に起こっていることを申し上げると、食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方の方が良いと考える。

厚生年金については全国に格差なく必要な給付を保障する必要があるが、指導については、国保組合の指導監督を広域で実地検査をした実例もあり、やろうと思えばできる。全国知事会、関東知事会、近畿知事会を活用してもできるのではないかと。指定業務についても、旅券発給みたいなことを法定受託事務として私たちは受けているし、人材の移管があれば、何の問題もない。

麻薬取締業務は、都道府県警と統合した方が効率的ではないか。

(地) 地方厚生局に地方自治体の医療計画などを指導する力はない。定型的な作業をしているだけ。厚生局の必要性そのものがあまり感じられない。食品の問題も、都道府県に一元化していった方が、相談も含めてよほど専門的かつ効果的にできると考える。

(国) 食品の輸出入と密接に関わる部分は、相手国政府との関係があり、国としての対応を求められるが、国内の食品に関しては、今も法律上、自治体で行っており、厚生局で行っている事務は輸出入以外では限られるが、関係者の意見もあることから、それらを含めて十分検討していきたい。

(地) 論点は整理されているが結論を出してもらわないといけない。

(国) こういう論点があるが、それがクリアできるのであれば移譲できる、そういう姿勢で資料を作成しているので、頂いた意見を踏まえて検討していきたい。

(戦) 厚労省と地方自治体に確認したい。

厚労省に対しては、資料の中で、一括交付金の議論が先ではないかとの論点を示されているが、厚生局の業務が移譲されれば地方は補助金の使い方についていろんな工夫ができるということになるので、議論の順番としてはむしろ逆ではないか。

地方自治体に対しては、厚生の仕事は、人の健康や安全に関わる話であるから、地方自治体に移譲された場合には、住民からの訴訟を受けて立つことも含めて、全面的に責任を負う覚悟があるか。

(国) 厚労省としては地方自治体がやってもらえるところはやってもらいたいと考えているが、保育所や特別養護老人ホームを増やしてくれという声がある中で、一括交付金化なりを地方に任せることで、スピードが本当に鈍らないか不安を持っている。そのことと今回の議論が絡んでいるという認識。

(地) 住民監査請求、住民訴訟を受けることもあり、一つ一つの事業に責任を持っている。責任を持って地域主権を行う議論をしている。

(地) 訴訟から逃げるようなことは決してない。

(戦) 厚労省側から地域主権改革に資する提案もあったが、なお一層検討を進めていただきたい。また、出先機関改革の基本的考え方を検討するに当たって、本日示された論点も十分参考にしたい。

(以上)



## 経済産業局（経済産業省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）10：00～11：00
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者  
（経済産業省）増子副大臣、近藤政務官、他事務方  
（自治体側）古川佐賀県知事、山田京都府知事、石垣新見市長、熊谷千葉市長、間宮大井町長  
（戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、津村政務官、逢坂補佐官

---

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、経済産業省から経済産業局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

### 【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：経済産業省】

- (国) 出先機関の改革は、資源エネルギー政策を含めた日本全体の産業構造に関わる大変重要な課題であると認識している。
- (国) 国の出先機関としての経済産業局の「原則廃止」については、原則的にそのとおりであろうという認識を共通的に持っていることは間違いない。そのような前提で考えたときに、そのようなことを地方自治体にお願いしなくてはいけないか、地方自治体がどのような条件を整備していかななくてはならないかについても議論していきたい。経済産業省としては、そういう立場に立ってしっかりと対応していく。
- (国) 国際社会の中で、日本だけでは立ち行かなくなってしまった現在の状況を踏まえ、地方益と国益の最大化を図るためには、国と地方の「連携」が必要。それをどのような形で作りあげていくのか、地方の部分最適と国の全体最適がどのように調和するかが重要。
- (地) 国際競争力の強化における経済産業省の役割は重要。それゆえに、国際競争力の強化と直接関係ない商店街支援は自治体に任せるべき。一方、航空産業支援等は経済産業局ではなく、本省で実施すべきでは。
- (地) 「連携」の必要性は否定しないが、都道府県を飛ばして経済産業局から商店街に直接補助する「空飛ぶ補助金」などで地方との「連携」を切ってきたのはむしろ国である。
- (地) 出先機関の議論は「国は国でしかできないことを実施し、地方自治体ができることは地方自治体に任せる」という前提の下で議論すべき。
- (地) 商店街の活性化事業などは地方で既に行っている。また、国がすべての商店街を支援することは不可能であり、国の仕事と役割分担を行い、地域に密着した支援業務は権限、財源、責任も含めて地方自治体に任せて欲しい。
- (地) 地域に住む住民のためにも、地元商店街の振興などは、縦割りではなく、総合行政機関としての地方自治体に取り組むべき。
- (地) 産業政策に国際競争力確保の視点が必要なのは否定しないが、本省でやればよい。経産局の事務と位置づけるものではない。
- (国) 国が国際競争力強化を図るためには、全国に数多くある企業や人を結び付け、戦略的に

グラウンドデザインを描くことが必要。その際に、各ブロックの情報収集・分析かつ連絡センターとしての局の機能は必要不可欠。

- (国) 「出先機関の原則廃止」を検討するに当たっては、情報収集・分析かつ連絡センターである経産局の機能が損なわれないよう、人員、組織等を含めどのような整備をしなければならないのか、国と地方がよく考えなければいけない。
- (地) 資料の中にも、経済産業局を廃止した場合、事務効率が低下するとか、届出先が増えるみたいなことが書いてある。だが、現状でも二重行政である点で既に事業者の事務効率は低下しており、また、届出先も国と地方で充分多い。地域のことはその地域をよく知っている我々に任せたい。
- (国) 出先機関を廃止しても、都道府県と市町村の関係が同じでは何も変わらないので、それについても国と地方で良く考えていくべき。
- (戦) 今回は、地域主権、いわゆる「補完性の原則」を大前提に議論していく。国にはできない理屈ではなく、出来る理屈を積極的に検討いただくことを重ねてお願いし、地方自治体の皆様も受けるという決意、覚悟を示していただき、今後議論をしていきたい。

(以上)

都道府県労働局（厚生労働省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）11：10～12：10
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者  
（厚生労働省）細川副大臣、山井政務官、他事務方  
（自治体側）古川佐賀県知事、山田京都府知事、石垣新見市長、熊谷千葉市長、間宮大井町長  
（戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

---

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、厚生労働省から都道府県労働局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：厚生労働省】

(国) 厚生労働省としては、改革の一丁目一番地である地域主権改革の実現に向け、マニフェストに掲げられた国の出先機関の原則廃止の方針に沿って、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の在り方について見直していきたいと考えている。その見直しに当たっては、①我が国が批准するILO第88号条約において、職業安定行政組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成されると規定されていること、②ハローワークの利用者である労使の意見を尊重することが重要であり、労使の3者で構成される労働政策審議会からハローワークは国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきと述べられていること、③憲法27条、22条の要請に応えることが国に求められていることなどに十分配慮する必要がある。

また、雇用保険は、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと保険制度は成り立たず、職業紹介と組み合わせて、同一機関が運営して初めて成り立つ。

労働基準行政、雇用均等行政、個別労働紛争対策については、労働者を保護する法規の全国統一的な履行確保がある。

これらを前提として、厚労省としてどんなことができるか3つほど検討している。①地方分権改革推進委員会第二次勧告等における見直し事項への対応、②スウェーデンやドイツの例を参考にして地方自治体と国の間で雇用対策協定を締結できるようにして、国と地方自治体が協働して一体となって雇用対策を推進、③特区要望への対応としてハローワークの全国的ネットワークの上乗せ部分の移管ともいえるものを検討している。

(地) ILOについては、すべて国の機関でやらなければならないとはどこにも書いてない。デンマークやオーストラリアでは、地方自治体や民間でやっている例もある。そういう他の国の例を見ながら、できるかできないかをしっかり検討すべき。また、憲法を持ち出すのであれば、生活保護は全部国でやられたらどうか。

雇用を守るためには、雇用行政と一緒に中小企業行政が必要だが、労働局ではできない。福祉行政との融合も必要だが、労働局では対応できなくなっている。

(地) 労働局は生活保護受給者等への就労支援を行っているが、我々市町村が情報の提供を行

っている。地元の民生委員の人たちとも連携してやらなければならない、そうなると市町村で本来やるべきことであり、市町村が一番よく分かっている。地域の雇用を守ろうとしたときに労働局では対応できない。雇用行政は経済振興、高齢者福祉、障害者福祉、地域など全部一体となっていくべき。

(戦) 条約というものを金科玉条のようにしているが、日本国のありようとして考え直さなければならない。国と地方の関係を議論するときに、条約を議論のプラットフォームをすり替えるために使われては、前向きに話が進まない。

(地) 私どもは都道府県別に労働保険をやるということを求めているわけではない。都道府県労働局で行っている認定の事務の移管であり、都道府県単位で保険をやるということを申し上げているわけではない。

ILO条約について、外務省が事務次官名で分権委員会事務局に提出した資料では、新しい制度を見て条約違反かどうかを判断するようになっており、条約違反と断定されていない。

私どもが確認したところデンマークでは、ILO88号条約を批准した国でありながら、職業紹介は地方自治体で行っているが、これは条約違反になるのか。

(国) デンマークの件は、私たちは指揮監督権を持っていると聞いているが精査をする。保険と職業紹介についてはセットで行うのが世界の流れであって、職業紹介と失業保険を分離したイギリスは失敗し、フランスでも統合している。雇用保険と職業紹介を一体で行うことができるのかということ、雇用保険とかのばらつきをなくすということは、不可能とは言わないがハードルが高いのではないかなと思っている。

(地) 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度も全部地方自治体で行っている。福祉関係の保険は地方自治体にお願ひし、雇用はなぜ全国統一で行うのか。厚労省として矛盾しているのではないか。

(国) デンマークは、ジョブセンターが市の管轄になったと聞いているが、国の指揮命令が、国の機関の時と変更がないので機関委任事務だと想定される。それからILO条約の違反かどうかのチェックは労使がすることになっており、違反があると労使が思えば、ILOに申立てをする形になる。オーストラリアは、民間委託になっているが、オーストラリアの労使が訴えていない状況にある。

(国) 条約や憲法があるからできないということでは決してない。そのような制限があるけれども、地方と国と協力して失業者のために労働者のために就業者のために、協力して行こうという提案をしているところであるので、御理解いただきたい。

(戦) ILO条約を地方側は破棄しろとは言っていない。はみ出している部分があるのかないのか、自分たちで今までの制度設計をどのように変えるのかという視点が欠けていると今日の議論を聞いて思った。コストベネフィットの議論ではなく、本当に大義に従ってこの国をどうつくるのかということが重要な論点だと思われるので、国においては、新しい国の労働行政をどう確立するか、地域主権改革の文脈で考えていただきたい。

(以上)

## 地方農政局（農林水産省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）13:00~14:00
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者  
（農林水産省）郡司副大臣、他事務方  
（自治体側） 古川佐賀県知事、飯泉徳島県知事、石垣新見市長、阿部川崎市長、小沢毛呂山町長  
（戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

---

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、農林水産省から地方農政局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：農林水産省】

(国) 農政の大きな転換を行っているところであり、農政のマニフェストを実行するため農政局が必要。議論の流れとして、この国の戦略をきちんと決めていく必要がある。受皿の議論が十分になされていなければいけないが、地域の受皿がまだ明確になっていない。

マニフェストで戸別所得補償、6次産業化、食の安全・安心の確保をうたっており、現実に施策を推進中。戸別所得補償制度については、本省で企画・設計し、出先機関がその実践を担う。諸外国を見てもこのような形になっている。農村の6次産業化については、現場における様々な取組計画を国が直接認定をし、指導や支援を行うという形の法案を提出している。食の安全・安心については、トレーサビリティシステムの確立、加工食品の原料・原産地表示の義務付けの拡大や、喫緊の問題として口蹄疫への対応など、各地の農政局の機動的な対応等を見ても、やはりこの関係は必要ではないか。さらに、昨年農地法の改正を行ったが、国が責任を持つという修正をして成立した。農政局の果たす役割について、赤松大臣就任時に総理から戸別所得補償制度の創設などにより、農林漁業を立て直し食と地域を再生、農山漁村の6次産業化を推進、食の安全・安心を確保との指示があり、3月30日に新たな食料農業・農村基本計画を政府の方針として閣議決定し、実施をしていこうというところ。総理の指示は地域の再生・立て直しのための期間中は国が責任を持って各施策の達成に向けた努力をしろということだと理解している。

(地) 戸別所得補償政策、6次産業化とも重要な施策だと考えるが、生活保護・義務教育・戸籍・パスポートのような、国の根幹に関わる事務も地方がやっている。基準を国が決めて、地方が執行することが可能な中、なぜ農水省では出先機関が行う必要があるのか。地方自治体がやる場合はこういうことが困るといった具体的な指摘をいただきたい。

(地) 食の安全・安心について、加工食品・中国餃子の問題などいろいろあったが、農林水産省・消費者庁・厚生労働省など各省にまたがっており、出先機関でやれば指導が省庁縦割りとなってしまいが、都道府県に任せてもらえば、総合的に調整できる。エリア的に離れている出先機関もあるので、都道府県に全部任せていただいた方がスムーズに対応できる。

(地) 戸別所得補償制度は市町村が受けて所轄庁に出して決定する。今はモデル事業なのでこれをどうこうすることはできないが、都道府県・市町村が組んでやれば地域に密着した取組ができるのではないか。大きな問題・大枠はやはり国が決めて、それ以外については都道府県・市町村に任せてほしい。

(地) 政令指定都市は都道府県と同じような立場で仕事ができる。大都市の農業を考えてもらう必要がある。農地転用許可について、大都市では都市化が進んでおり農業振興地域でも

廃棄物が一杯となったり荒地になってきており、実態と許可との食違いが起こってきている。現実的に即してどう処理していくかということは、現地の人間でないと分からない。どう見ても転用が必要な場所でも、全国的な食料政策の観点から許可基準が非常に厳しくなっており、手続に非常に時間がかかる。一定の基準は必要だが、政令指定都市の実情を把握した取組にらせていただきたい。

- (地) 国は自給率を上げるためには出先機関が指示をしなければならないと思っているかもしれないが、基本的な作付けの積上げを市町村単位で行っていけば、国が指導をしなくてもやっつけていける。今までの農業はどちらかというと生産調整に力を入れており、米を中心にやってきたが、米は十分にできているのだから、今度は違うものをやらないといけない。地域で一番作りやすいものを作って自給率を上げていく。下からの積上げを重視してもらえれば出先機関は廃止できるという認識。
- (国) 米の潜在過剰（年間3～4百万トン）がある状態で農業を再生するため、需給調整政策の継続を皆にやってもらわないといけない。戸別補償は農政局だけではできないため、モデル事業は市町村・農協・農業委員会・共済が入り、そこに農政局が入っている。全て農政局がやろうとしているわけではなく、こういう協議会で一緒に生産調整をやっている。水田を使ってやる場合は需給調整との関係が密接で、地方自治体から積み上げると米の方にシフトして、なかなか安い麦や大豆を作ってもらえない。野菜は結構作っていただいているが、自給率向上という点でカロリーベースではあまり貢献しない。
- (地) 農政局という国の出先機関ではなくて、都道府県や市町村が事務を担うこととした場合に具体的にどう困るのかを教えてください。
- (国) 基本は、農地という生産基盤をどのような状態で確保しなければならないかということ。農地についての考え方が20年前と相当違ってきている。以前はできるだけ市街化区域を増やしてほしいということだったが、人口の減少もあるのだろうが、農地をいかに残せるかという上申が増えてきている。自給率その他の関係で国が全体の生産基盤を確保しなければならない。地元の要望をできるだけ生かした国・地方作りをやる場合、年代を経るごとに要望が相当程度変わってきており、地方の裁量に任せることが結果的にこの国の土地利用という問題から見て妥当なのかということも議論しなければいけない。
- (地) 年間3～4百万トンの余剰米と減反政策については理解できる。自給率の向上や農地転用については、本省で大枠を各都道府県に割り当てて地方でできる。6次産業化について、中山間地域では物や金でなく人、担い手がいないこと、高齢化して集落がなくなることが問題。物を作ることではない。
- (地) 農地転用で宅地化がどんどん進んでいる。不法投棄等で耕作放棄地がごみ置き場になったり、実態として農地として使えない状態になっている。一番の問題は農林水産省の施策よりも相続制度の問題。相続制度が農地確保の手段として使えれば大きく変わる。今の状況で農業をやりながら大都市地域の農地を守っていくことは不可能。
- (地) 地方に任せておいたら好き放題作るので、国として土地利用を規制するんだと言うのは本末転倒。地域の特色を生かし、地域が意欲を持って農業の新規参加者をどんどん増やすのだという意味で戸別所得補償制度は画期的だった。先ほど「カロリーベースでは貢献しないので野菜では困る。」という話があったが反論したい。なぜなら国が奨励して、本県では米から野菜に変わってきたから。下からの積上げという話があったが、そうした形でそれぞれの地域に得意な作物があるわけで、結果として優良農地を保存していこう、耕作放棄地を解消していこうということにつながる。カロリーベースでなく生産額ベースの自給率に切り替えるとか、根本的な政策の部分を国が考えて、実施の部分は地方に任せてもらいたい。
- (地) 米の需給調整の会議をする際、県からも農政局からも来るので二重行政である。できる

ことは県・市町村がやるよと言ったら、じゃあ頼むよということが必要。国で余った職員はわれわれ市町村で採用して活躍してもらいたい。

(国) 土地利用関係については、国土交通省・農水省・財務省の三つがよく話し合いをし、都市の姿はどういうことか、農村の姿はどういうことか、その間にはどういう機能があったらいいか、あるいはなくてもいいかということ議論することが必要。議論の中で道州制ということも素材に上がってきており、道州制が出来上がった形の中で移管ができるものはさらに増えていくと思っている。道州制ができた場合に国と道州の機能の在り方を考えると、場合によっては今都道府県に移すというより、都道府県の機能そのものがいらなくなるということも出てくる。そのへんの先が見えない中で戸別所得補償について来年からの本格実施までのビジョンの積上げがされている最中であり、なかなか議論がしづらい。

(地) 省庁間で協力・検討しないとできないということを理由として、だから地方自治体ではできないというのは本末転倒。地方に任せてもらえれば、ある程度案がまとまってきて、それを国の方で扱うというやり方の方がはるかに飛躍するのではないか。

(戦) 先ほど農地転用の話があったが、市街地を広げていくと結局中心市街地の地価・資産効果も下がっていく。仮に農政局を廃止して転用の権限が自治体に行ったとしても、ここぞとばかり地方自治体が農地転用をやって市街地開発をやっていったら、結局地域はますます貧乏になる。

日本の農業が残念ながらどんどん力を失っているということは、今の農政の様々な枠組みや組織に何か問題があるのではないか。仮に地方自治体に移管した場合、一定の生産水準を達成するのは知事の仕事だということになれば、目標を達成できなければ選挙にも影響するので、必死になってやるのではないか。

(地) 国が計画を立て、それぞれの地域でこれだけのことをやるべきという指針を作る、または義務付けをする。法律的には法定受託事務ということになり、きちんしないと大臣からは是正の指示を受けてやらなければならない。国として必ず実現しなければならないことについては、そういう仕掛けを使っただけであれば我々でできる。農家の身近で話ができる、食の安全・安心についても総合行政ができるのはメリット。

残念なことに昭和36年から農地が25%減っている。国がやっていてこれだけ減ってきており、我々に任せたことはない。今の農政局の仕事も、システムをきちんと作ってもらえれば我々で実現可能。目指すところは農水省と我々でずれているところはないと思っている。農水省本省は人的にもさらに充実して、特に国際関係・WTO関係で頑張ってもらいたい。

(国) 今の知事の発言、大塚副大臣の発言ともに違和感なく聞いている。目に見える形が良くないのかもしれないが、農政局の仕事の中身も相当変わってきている。現実には地域主権改革がどのような形で組織の在り方として機能するのか、今の段階で本当に任せるものともう少し議論していただくものがあるだろうか、この辺のところについては我々もしっかり一緒に議論していきたい。少なくとも今までと違った農業政策を取り入れる準備も含めてやっている。その中で今言ったような形に添いながらできるかどうかということをしかりやっていく。

## 森林管理局（農林水産省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）14：00～14：15
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者  
（農林水産省）郡司副大臣、他事務方  
（自治体側） 古川佐賀県知事、飯泉徳島県知事、石垣新見市長、阿部川崎市長、小沢毛呂山町長  
（戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

---

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、農林水産省から森林管理局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【（戦）：地域主権戦略会議側、（地）：地方自治体側、（国）：農林水産省】

- （国）大規模災害は被災箇所のみならず広域にわたって影響を及ぼすことから、都道府県からの要請を踏まえて森林管理局が民有林における大規模な山地災害の復旧対策を実施している。国としては、都道府県では対応が困難な大規模災害の復旧を行うとの観点である。大規模災害は、都道府県単位ではそう頻繁に起こるものでないため、大規模災害に際して国自ら復旧対策を講ずる仕組みを持っていることが、長い目で見て国民の生命財産を保全する観点から、セーフティネットとして必要と考える。逆に、こうした機能をそれぞれの都道府県が持つということは相当程度無駄な部分が出るのではないかと。全体を広域的に見る国として機能を補完しているということ。
- （国）都道府県からの要請を踏まえて現在 15 県で実施している。大規模山地災害は予測不可能だが、起こってしまうとすぐに復旧しなければならない。国土・国民の生命・財産を守るのは国の使命の一つだが、国自ら復旧対策を講ずる仕組みを持っているということは国民全体から見ても必要不可欠なのではないか。すべての都道府県で実施している訳ではなく、国有財産である国有林の管理と併せて民有林の直轄治山事業の仕組みを維持していく必要があると考える。
- （地）今の仕組みとして直轄の民有林の復旧事業があるのは分かる。例えば財源措置は別途考えるとして、人材の面でも国の専門家を広域連合・協議会・自治体への配分等をするとして、その上で大きな災害があった時に人を集めて財源的なものも確保してやるとして、どうしても今の組織でないとできないのか。
- （地）地球温暖化が進む中で大規模災害が多発してくる。全国的な規模で発生し、財政発動が大きく、長期間かかる災害に対して、今後どう考えるのか。事業の必要性はよく分かるが、体制として地方支分部局でやらなければいけないのか。
- （国）森林管理局は全国で 7 つある。民有林の直轄治山事業は機動的にやっており、局には職員が 4,600 人程いるが、こういった職員を活用して緊急時に対応している。H20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震の際には 7 月・8 月にかけて緊急に全国から職員を呼び（延べ二百数十名）、9 月からは人事発令をして常駐させて対応させた。
- 広域連合といった仕組み自体が現に目の前にないため、なんとも言えないが、災害復旧・治山の技術者をどこかに持っていないといけないというのが大前提。国有林を管理し



ている人員がいるので、それを機動的に使って災害復旧対応した方が効率的ではないか。仮に森林管理局でその機能を持っていなければ、災害時に瞬時に対応できないため、仕組みを持っておく必要がある。

(地) 今のような目的のために直轄事業があると、災害がない場合に職員を食べさせるために仕事を作ってしまう恐れはないか。今後どういったシステムが一番いいのか、どういった体制が一番合理的で、日頃その人たちを食べさせるために何かしなければいけないということが起こらないようなシステムがどうあるべきか考えてほしい。

(国) 国有林自体、経営等の問題があり、10年前に抜本的に改革した。H10の頃は職員が13,000人ほどいたが、現在は半分以下になっている。そういった中、安全・安心、国土の保全是国の使命の根幹的なものと思っており、いつ災害があっても、どんなことをさしおいても対応したいと考えている。

(地) 私の町は里山だが、木材輸入の自由化で山の値打ちがなくなった。出先を廃止するのではなく発想を変えて、国有林を県に譲渡してはどうか。今、山は価値がなく、町で引き取ってくれという時代。災害は県が対応し、特別な災害の場合は国にお願いする、これは当たり前のお話である。そうすれば各県が県産材を使おうということになる。国が国有林などを持つ必要がないのではないか。

(国) 国有林野は760万haあるが、一般的に奥地脊梁山脈や都道府県・市町村の境目に多く、温暖化防止・生物多様性といった公益的な役割を果たしており、そういった機能は行政区域を越えて発揮されるものと考えている。国有財産である国有林は国が所有・管理して責任をもって整備・保全していくことが大事ではないか。

仮に地方公共団体が国有林の整備に参加したり、周辺の民有林と一緒にやりたいという場合には、計画作りの段階からご一緒させてもらったり、植樹活動・育樹活動について我々もお手伝いしながらやっている。国有林の管理は国が責任を持ってと考えている。

(地) 国有林は国で管理すべき。治水等環境を守るためには、収益が上がらないものをもってもできない。特に国有林は高山・はげ山が多く災害が頻繁に起きる。治山を誰がするのかという国々の役目。環境問題がいろいろあるので国の役目と考える。

(戦) 町長から県有林にしたらどうかという提案を頂いた。一方、別のお立場の発言もあったが、ただ国有林を放置しておいても価値がない。もし県有林にして伐採して、県が学校などに使ったり安く売却していいとすれば、県の関わる様々な建築物に使って、伐採した後は広葉樹林を復元すればいい。

(国) 日本の潜在的な1年間の木材需要量は世界でも有数。木材を使うという方向だけ確立すれば宝の山に変わるという考え方の下にプランを作って、全国でいろいろな取組をしている。一方で、林業労働者は怪我をする確率が他の産業に比べ10倍程度高く、道路整備、運材・伐採をするための機械化などを行わなければ木材を切り出して使うということにならないため、きちんと計画を立てて3年後には成果が出るように取り組んでいく。

(地) 山の木を一度切ると80年くらい経たないと復元しない。国有林が今守られているのは国がきちっと守っているからで、環境面などから切らない方がいいと考える。

漁業調整事務所（農林水産省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）14：15～14：30
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者  
（農林水産省）郡司副大臣、他事務方  
（自治体側） 古川佐賀県知事、飯泉徳島県知事、石垣新見市長、阿部川崎市長、小沢毛呂山町長  
（戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

---

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、農林水産省から漁業調整事務所の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：農林水産省】

- (国) 都道府県間の紛争の当事者同士が調整をするということが現実的にできるのか。また、魚は都道府県域をまたいで回遊するため様々な関係者がおり、国が管理した方が分かりやすいのではないかと。外国漁船の寄港に関しても、国際的なルールの遵守状況については国がやるべき仕事。いろいろなトラブルが起こった場合、外国政府が相手となるので国が行う方が妥当。全国 7 つの区域で常にこのような問題が起きており、当事者による調整は難しいのではないかと。
- (地) 事の性質上、これから広域調整をどう図っていくかということをお我々も検討しなければならない。都道府県間調整にゆだねるとすることも考えられるが、それではダメで国が直接事務を執行しなければならないと考える理由を教えてください。
- (国) 各地の漁業紛争については、関係都道府県の方から水産庁に仲裁を求められるもの。資料に書いた以外にも紛争はあるが、それらは都道府県で調整が済んでいる。調整に至らなかった案件を漁業調整事務所でやっている。都道府県間調整だけでやることになる、解決に相当の時間を要するのではないかと。
- (地) 国が出先機関を使わずに直接執行してはダメなのか。
- (地) 出先が調整をするから遅くなるケースがある。本庁でやれば、より解決が早くなるのではないかと。
- (国) 各現場の漁業の実態により近いところにいるというのが紛争解決の強みとなるため、都道府県の意見を聞きながら、なるべく現場に近い事務所で取り扱っている。必要な場合には、本庁も漁業調整事務所と一緒に問題解決に当たる。
- (戦) 林業・農業と比べ、国策として漁業をどうするかということが一段と重要な分野だと思うが、それと漁業調整事務所の事務とは別。定員 176 人と書いてあるが、1 都道府県にすると 3 人程度。都道府県にお願いしても大丈夫な規模ではないかと。養殖漁業をどうするかとか国策としてどうするかとかいうことを現場の人たちが担っているのなら別だが、そうでないのなら役割分担の余地が大いにあるのではないかと。
- (地) 茨城県から静岡県にかけての太平洋側の海域はどこかの管轄か。

- (国) 茨城県から静岡県にかけては水産庁本庁の管轄である。また、各都道府県で分担するという話だが、38 隻の大型漁業取締船を運航しており、広い海域で外国漁船の取締り、大臣許可の大型漁船の取締りをやっている。1 隻の船を運航するだけでも、かなりのマンパワーが必要であり、6カ所にまとめることにより効果的に運航している。
- (地) 本庁でもやっているのか。我々が求めるのはスピード感。リストラをやろうとかいう話ではなく、大切な資源を守るためスピード感を持ってやるにはどうすればいいのかということである。また「地元の実態は地元の近くで」と言われたが、それこそ都道府県に任せてもらえばいい。逆に、スピード感を持ってぱっと乗り込んでさっと調整をするというところに人員を集めてほしい。

## 地方整備局（国土交通省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）14：50～15：40
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者
  - （国土交通省）馬淵副大臣、長安政務官、他事務方
  - （自治体側） 古川佐賀県知事、飯泉徳島県知事、石垣新見市長、阿部川崎市長、小沢毛呂山町長
  - （戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

---

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、国土交通省から地方整備局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：国土交通省】

- (国) 事務権限の見直しは当然ながら必要であり、平成 20 年 10 月より、道路、河川の都道府県、政令市への移管に係る個別協議を実施してきた。1つの都道府県で完結する一級河川や地域内の交通であれば、一定の範囲内で地方が望むものについて協議の対象にして移管をするということで進めてきている。一方で、移管の時期については事業箇所の整備の進捗後、移管すべきとの意向もある。
- (国) 道路については、国が責任を持つべき道路として高規格幹線道路や県庁所在地、重要都市間の道路、更には重要港湾、空港の結節の道路ということで区分をしている。河川に関しては一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管と考えている。一方で国が責任を持つべき河川として重点的に考えなければならないのは、都市圏、首都圏等、氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系や、広域的な利水あるいは電力供給などの価値の高い水系、急流河川など河川管理に高度な技術力が必要となる水系である。
- (国) 全国知事会の中間報告については、道州制あるいは基礎自治体との関係も含めて十分な御議論を頂きたい。道州制あるいは基礎自治体がどういう形でこの地域主権を形づくっていくのかということにおける受皿論ということについても十分な議論を頂きたい。また、広域的实施体制について、利害が異なる場合の調整あるいは責任の所在等々の議論が必要である。
- (国) 職員の処遇については、全国で 2 万 1 千人の職員とその家族の生活に直結しており、そのことにも十分な配慮をしながら、丁寧な議論が必要である。また、事務権限の移管に伴う財源の在り方については、基本的に社会資本整備・管理財源が建設国債で賄われていること、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方の検討との整合性について議論が必要ではないか。
- (地) 前政権の時に決めていたことを着々と進めているということではなく、今の政権において、原則廃止ということをもとにどう進めていくのかということなので、進め方がかなり違って来るべきである。

- (地) 財源については、平成 20 年 9 月 17 日に総務省、国交省が全国知事会からの要望を受けて、財源問題について検討する方向性を取りまとめた資料がある。その後政権交代が起き、政権交代で途中で消えてしまったのかもしれないが、進むはずだったが、進まなかったという状態があるということは、認識をして頂きたい。
- (地) 直轄国道については、住民にとっては生活道路に近いものになっていて、連続する県道や市町村道と併せて使われており、その管理については、地方に任せて頂いた方が、安くかつ住民の目線に立ったときに、適切な管理が出来るのではないかと。
- (地) 国道 16 号については、4 都県と 5 政令市で 9 都県市のサミットにおいて、地域で管理をさせてもらいたいということで意志決定している。
- (地) 河川、道路については、財源や管理水準も含め十分協議しながら進めていく必要がある。
- (国) 国道 16 号は、首都圏で唯一の国際標準規格の大きな海上コンテナが通れる環状道路であり、24 時間管理している。8 つの都県市で、14 の区間に分かれているので、その中で責任の在り方等をこれからも議論させて頂きたい。
- (国) 河川の危機管理について、洪水の時の上下の県の調整、濁水の時融通の問題、災害時の役割をどのように生かしていくかということが重要と考える。
- (地) 都道府県間で明らかに利害が対立する場合に、どのように調整するのかということについては、今回検討が間に合っていない。大規模災害時にどうするかということも、検討材料として残っている。だからと言って、本当に国であれば、きちんとした調整ができるのかというと、それは違うと思う。さらには、国がしないといけないということと、出先機関が必要かという議論は必ずしもイコールではない。
- (地) 今回原則廃止といわれている整備局が、役割として本当に要るのか。各都道府県に任せ、そして、逆に間に本省が入って調整をするというのも一つではないか。そういった点について具体的に、整備局が例外的に要るのであれば、こんな点で必要だという点を言われた方が分かりやすいのではないかと。
- (国) 難しいということを行っているのではなく、課題を提起させていただいたと思っている。具体論について一つ一つ解決をさせて頂ければ、前に進められる。ただ、それが無い場合は、ものごとが前に進まなかったというのが前政権の協議だったと理解している。
- (戦) 手挙げ方式で先にやれるところはやらせてもらえないかという話もあるが、先行的にやるということについてどのように考えているか。
- (国) 個別協議をしながらも広域連携についての問題点も指摘させて頂いた。その課題が解決されるならば、原則廃止に向けた 1 丁目 1 番地、改革を進めていくという大臣のリーダーシップのもと、これらに取り組んでいきたい。
- (戦) 御報告頂いた内容だと、この知事会の中間報告におおむね沿って対応すると聞こえるが、それでいいのかということを変更して確認させていただきたい。
- (国) 知事会のこの中間報告の方向性に沿った方向で検討する。
- (戦) より精査をして具体的に、より前向きに御検討頂けるようお願いを申し上げます。

(以上)

## 地方運輸局（国土交通省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）15：45～16：25
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者
  - （国土交通省）三日月政務官、他事務方
  - （自治体側）古川佐賀県知事、飯泉徳島県知事、石垣新見市長、阿部川崎市長、小沢毛呂山町長
  - （戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

---

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、国土交通省から地方運輸局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【（戦）：地域主権戦略会議側、（地）：地方自治体側、（国）：国土交通省】

- （国）地方運輸局が担っている業務には地方自治体で行われていないものが多く、二重行政になっていないことが多いのではないかと感じている。地方自治体が担っていない、全国一律に関わる運輸の基準の現場での執行というものを確認するのが地方運輸局であるということが今の業務の実態ではないかと感じている。将来的なことを申し上げれば、交通基本法を検討しており、全国の中にある交通の格差を埋めるための移動の権利を保障すべく今、立法化を検討中。今日頂く御指摘、今後この地域主権戦略大綱の中に盛り込まれる視点を生かしながら、交通基本法の在り方についても検討していきたいと考えている。その中で国と地方の役割、官と民との役割分担を不断に検証して参りたい。
- （国）国民の安全を確保していくことは基本的に国の業務と思っている。運輸の安全の確保を誰が担うべきかを検討する場合には、安全の基準を誰がつくるかということをもまず考えるべきである。現在の国の業務を地方に移管した場合、どういう問題が生じるのか。まず、安全基準を地方でそれぞれ別々に決めたら、国際的な問題もあり、流通の問題でも大きな問題があると思っている。では、基準はとりあえず作って、執行だけをとりあえず地方に任せてくれという議論があるかと思うが、これについては、地域差が発生するのかどうか、あるいは地方でそういう業務に当たる方の知識・ノウハウの集積がうまくいくのかどうか、将来的な体系の中でうまくいくのかどうかということを考えている。今後、道州制や基礎自治体の関係も含めて地域における体制はどうなっていくのか、職員の処遇をどうしていくのか、ということも含めながら今後議論させて頂ければと思っている。
- （地）交通基本法の話があった。人が動く、地域で暮らしていくのが当たり前になったときに、それをどう確保していくのかということが重要になるときに、それを扱うのが地方運輸局ということは疑問である。地域に根ざした移動を考えるとときには、移動してどこに行くのか、何をしに行くのかということについて、私どもは関心があるが、運輸局の人たちは必ずしも関心があるようには見えない。県や市町村の方に任せていった方が住民の方たちにとって満足度の高い行政が低コストで実現できると思っている。
- （地）地方では、特に「移動の権利」が失われつつある。新政権で交通基本法を作るというのであれば、こうした地域振興になる運輸対策の関係については是非地方の方にしっかりお任せいただいた方がよいのではないかと。

- (地) 国が世界に通じる安全基準を作るのは当たり前で、それを守らせるのも国の責任。国が作るのとなければ基準がばらばらになる。どこが作るのかという発想はおかしい。
- (国) 国民の移動や交通、運輸、物流に関する安全に関する基準は国で定めるが、一方、それをどう執行して守る体制をとるのかということについては、議論の余地があると思う。先程の説明を補足するが、民間が担う部分、官が担う部分がある。もしくは国や地方のどこになるかというのはある。安全に関する業務は、国が一律に最低限の基準を定めて一元的な組織で運用を担保していくことが必要だと思っている。ただし、地域の公共交通に関すること、観光振興に関するようなことについては、国からもっと地方に、それは広域的な都道府県がいいのか、もっと広域的な行政体がいいのか市町村がいいのか、この役割分担はあると思うが、そういう観点で組織の見直し、業務分担の見直しをしていくことはできると思っている。
- (地) 観光も観光庁と運輸局、県、場合によっては市町村が担っており、二重行政ではなくて多重行政になっている。こうしたことも踏まえ、原則廃止という考え方に沿って、こっちは残した方が国家的にはプラスだとかというような観点でまとめて頂ければと思う。
- (戦) 整備局と同様、運輸局の方も、もちろんディテールについては色々な議論はあるにせよ、基本は移管するという線でよいか。もし、この方針で基本的にいいということであれば、ディテールは議論するにしても例えば観光については手放そうというご判断があり得るか。
- (国) ディテールについては、議論を整理するにしても、大枠は全国知事会中間報告の提案でよい。ただし、ディテールの部分で、鉄道事業の許認可・監査、旅客運送事業のバス・タクシーの許認可・監査、トラック事業の許認可・監査をどの地方、どの公共団体で担うのかということは、圏域を越えて動く業態なので、整理が必要。
- (戦) 大変前向きなご回答で感謝する。運輸局の業務を自治体が担われることとなったときに、県境にまたがったときの調整をどうするかということにもアイデアがあれば、現時点での感触をご教示願いたい。
- (地) 現時点ではいくつかあり、1つは協議会方式。もう1つは広域連合を作るというやり方。また、いくつかの都道府県にまたがる事業者に対する規制として、本社所在地の都道府県がそれを監督実施することにして、他の県に対してもその県が検査権限、監査権限を及ぼすというやり方がある。
- (国) 地域の公共交通のことは地域が一番良く知っており、霞が関では中々わからない。やはりできるモード、できる分野のできる地域から取り組み、できないところはより広域で補完性の原理で取り組む視点も、この運輸局の場合大事だと思う。
- (戦) 是非今後前向きに、原則廃止を前提にお考えを頂きたい。できない理屈を並べて頂いたのでは話が前に進まないということを申し上げておきたい。

(以上)

## 地方環境事務所（環境省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）16：30～17：30
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者  
（環境省） 田島副大臣、他事務方  
（自治体側） 上田埼玉県知事、飯泉徳島県知事、石垣新見市長、阿部川崎市長  
（戦略会議側） 北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

---

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、環境省から地方環境事務所の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【（戦）：地域主権戦略会議側、（地）：地方自治体側、（国）：環境省】

- （国）出先機関の整理という方針にそって、事業量からみて本省で処理できる事務については本省で事務を行っていききたい。しかし、他方で、事業者や関係行政機関との密接な調整や税関などの地域の他の行政機関との迅速な連携が必要な事務については現場に常駐して事務を行う方が適切。
- （国）広域的な事務・権限を地方へ移譲するにあたっては、強制力のある「国の指示権」が担保される必要がある。なぜなら、家電リサイクル法等は国の制度として料金を徴収しており、最終的には国の責任で対応する必要があるため。
- （国）迅速な対応を確保するためには、国が現場に近い出先機関を使って権限行使することが必要。
- （地）自治事務でも国の関与は認められているし、必要があれば法定受託事務というツールもあり、これらで十分。事務・権限の移管にあたり、このためのさらなる制度設計は不要。強制力のある国の指示権など論外である。
- （地）より現場に近いのは我々であり、地域の環境を熟知してノウハウをもっているのは地方。基準やガイドライン等の具体的な作法のマニュアルを整備すれば、迅速な対応は十分可能。
- （地）現在も国立公園内の施設整備などは都道府県が法定受託事務として実施している。大きな基準は必要だが、国立公園でも地域によって扱いが違ってよいし、むしろ地域ごとの特色が出て良いのではないか。国立公園の保護や認定に関しても地方に任せてどうか。
- （地）県域をまたがるような事例についても都道府県が連携して対応することが可能。
- （国）CO2 排出量の届出については、事業所単位ではなく企業単位で届け出てもらっているため、本社のある自治体に集中することとなる。全国に跨る企業も本社でまとめて報告させるので国のほうが馴染む。
- （地）東京以外に本社が所在する企業も多数ある。そういった企業については地方自治体の方が実情をより良く把握しており、都道府県や市で実施した方がより効率的。
- （国）毒ガス弾の保管について、各省・各自治体が責任のなすりあいを行ったことがあり、地方環境事務所ではそういったケースへの対応も行っている。のため、地方環境事務所がそ



ういった役割を果たしている点も理解して欲しい。

(国) 同じ国立公園等を抱える複数都道府県で対応に違いが出てしまってよいのか。広域連合が出来れば本当に対応が可能なのか。最終的に、国民の安心安全は誰が担保するのか。いざというときに、国と地方自治体との権限の隙間で苦しむ人が出ないようにしたい。

(戦) 国民の安全・安心についても、例えば生活保護に係る事務は市町村が実施しているという現状を考えた時に、今後は国の立ち位置を変えることも必要なのではないか。その発想で更なる検討を進めていただきたい。

(以上)